

2019年度のFIT認定審査に係る運用変更について（お知らせ）

改正FIT法の施行以来、申請・届出の審査期間が長期化しており、事業者の皆様にはご迷惑をおかけしております。特に、50kW未満太陽光を除く各地方経済産業局における審査に関しては、標準処理期間を3ヵ月（バイオマス発電設備については4ヵ月）としているところ、一部の経済産業局においてこれ超過する状況が発生しております。ついては、以下（1）、（2）のとおり運用を変更することで、審査期間の短縮化を図ることといたしますので、お知らせします。

併せて、現在の運用に基づいて認定された案件について、新規認定後にトラブルや事業の開始が見込めなくなる案件が多数報告されていることから、全設備区分について、以下（3）、（4）のとおり、2019年6月1日以降、一部運用を変更することといたしますので、お知らせします。

これから申請をされる事業者におかれましては十分ご注意ください、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

（1）添付書類が不足している申請・届出の対応について

現在、各種申請・届出に必要な添付資料については、申請様式、記載要領、変更手続の整理表等で明示しているところ、申請時に必要な添付書類が揃わないまま提出されるケースが非常に多く発生しております。こうした申請については、審査遅延の主な要因となることから、2019年4月より以下の対応をとることといたします。

- ①申請・届出時に必要な添付書類が不足している場合は、期限を定めて必要書類を依頼する
- ②補正期限までに必要な添付書類が提出された場合は、申請・届出の内容の審査を行う（審査時点で追加書類の確認が生じた場合は、追加で書類の提出依頼を行う）
- ③補正期限までに必要な添付書類が提出されなかった場合は、行政手続法第7条に基づき書類一式を返却する

書類が返却された場合は、当初の申請・届出は無効となりますので、ご注意ください。申請・届出に際しては、ウェブサイト等から必要な書類をよくご確認くださいよう、改めてお願い申し上げます。

（2）新規申請への接続同意書類の添付必須化について

2018年8月31日付「[FIT制度に係る標準処理期間及び運用ルールの一部見直しについて](#)」（資源エネルギー庁）にて既にお知らせしているとおり、2019年4月1日以降は、50kW未満太陽光発電設備以外の電源についても、新規申請時の接続同意書類の添付が必須になります。接続同意書類が添付されていない場合については、その他の書類が不足していた場合と同様に（1）の対応をとることになりますので、ご注意くださいよう願います。

(3) 「権利者の証明書」の廃止について

再生可能エネルギー発電設備の設置場所について、施行規則第5条の2第2号の「所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められる」と判断するため、現在以下の書類を求めております。

①土地の登記簿謄本（全部事項証明書）

（①の土地の登記簿謄本（全部事項証明書）に記載される権利者と、設置しようとする者が異なる場合には以下②、③も必要。）

②売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し、権利者の証明書等その土地の使用の権原を有すること又はこれを確実に取得することができることを証する書類（契約書は停止条件付でも可）

③契約当事者双方の印鑑証明書

このうち、②の「権利者の証明書」について、認定後の契約の締結等に関しトラブルになるケースが多数報告されています。このような事態が発生する可能性がある事業については、再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれると判断することができません。ついては、2019年6月1日以降本様式での認定申請（2019年5月31日までに認定申請を行った案件の追加提出書類として、6月1日以降に提出する分も含む）を原則として無効とすることといたします。当該期日以降は、停止条件付の契約等を締結して認定申請を行っていただきますようお願いいたします。なお、例外として、地権者が地方自治体等公共機関の場合、及び以下（4）の対応が認められる場合（法又は条例で環境アセスメントが必要な風力・地熱発電設備の案件）に限り、本様式を有効とします。

(4) 新規認定申請時に契約書等の書類が揃わない場合の対応について

新規認定申請時に（3）の②の書類が添付できない場合は、原則として認定しないこととし、例外として、50kW未満太陽光発電設備及び20kW未満風力発電設備を除き、権利者の証明書等（実印の押印及び印鑑証明書の提出は不要）の添付があれば、一旦認定し、認定日の翌日から起算して180日（法又は条例で環境アセスメントが必要な風力・地熱発電の案件については3年）の猶予期間を設け、当該期間が経過した日を期限として、必要な書類を、認定を受けた各地方経済産業局へ提出することで対応しております。

本対応については、2017年から開始しておりますが、認定後、指定された猶予期間内に、必要な書類を提出できず、認定を廃止するケースが多数報告されています。このような事態が発生する可能性がある事業については、再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれると判断することができません。ついては、2019年6月1日以降、「権利者の証明書」が無効になることに伴い、原則として本対応を取りやめることといたします。当該期日以降は、契約等を締結した後に認定申請を行っていただきますようお願いいたします。なお、例外として、地権者が地方自治体等公共機関の場合、法又は条例で環境アセスメントが必要な風力・地熱発電設備の案件については本対応を継続いたします。

◆ 本件に関するお問合せ窓口

<固定価格買取制度お問い合わせ窓口>

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、042-524-4261]